大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 25 年 5 月 17 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース近江店 米原市飯字入田 15番1 他9筆
- 2 提出された意見の概要

米原市からの意見

- ア 汚水からの悪臭や食品加工場における調理臭等は、その処理方法や排気方法により周辺に影響が出る可能性もあるため、適正な対応を講じていただきたい。
- イ 景観重要区域外の区域で高さ 13m 以上もしくは 4 階建て以上の構築物または高さが 13m 以上の工作物の新築、新設、増設、改築または移転をしようとするときは、景観法 16 条に基づく届出が必要です。該当する場合は事前に都市計画課にご協議ください。
- ウ 営業時間終了時間以降の防犯対策として、防犯灯等の設置に努めてください。(協議不要)
- エ 地域との調和を図り、地元経済の発展に寄与してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

米原市商工観光課 米原市春照 490 - 1

(2) 縦覧期間 平成25年5月17日から平成25年6月17日まで